

市民公募委員募集

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会

京都市では、平成28年4月1日から「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を施行し、全ての人が相互に人格と個性を尊重することを基本理念に、手話に対する理解の促進及び手話の普及等に取り組んでいます。

このたび、市民の皆様から幅広い御意見を伺い、より一層手話を広める取組に反映していくため、「京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会」に市民公募委員として参加していただける方を募集します。

詳細は、裏面を御覧ください。

応募締切：令和2年8月21日（金）必着

<応募先・問合せ先>

〒604-8006 中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階
京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室（担当：伴）
TEL：075-222-4161 FAX：075-251-2940
Eメール：baqbd128@city.kyoto.lg.jp



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

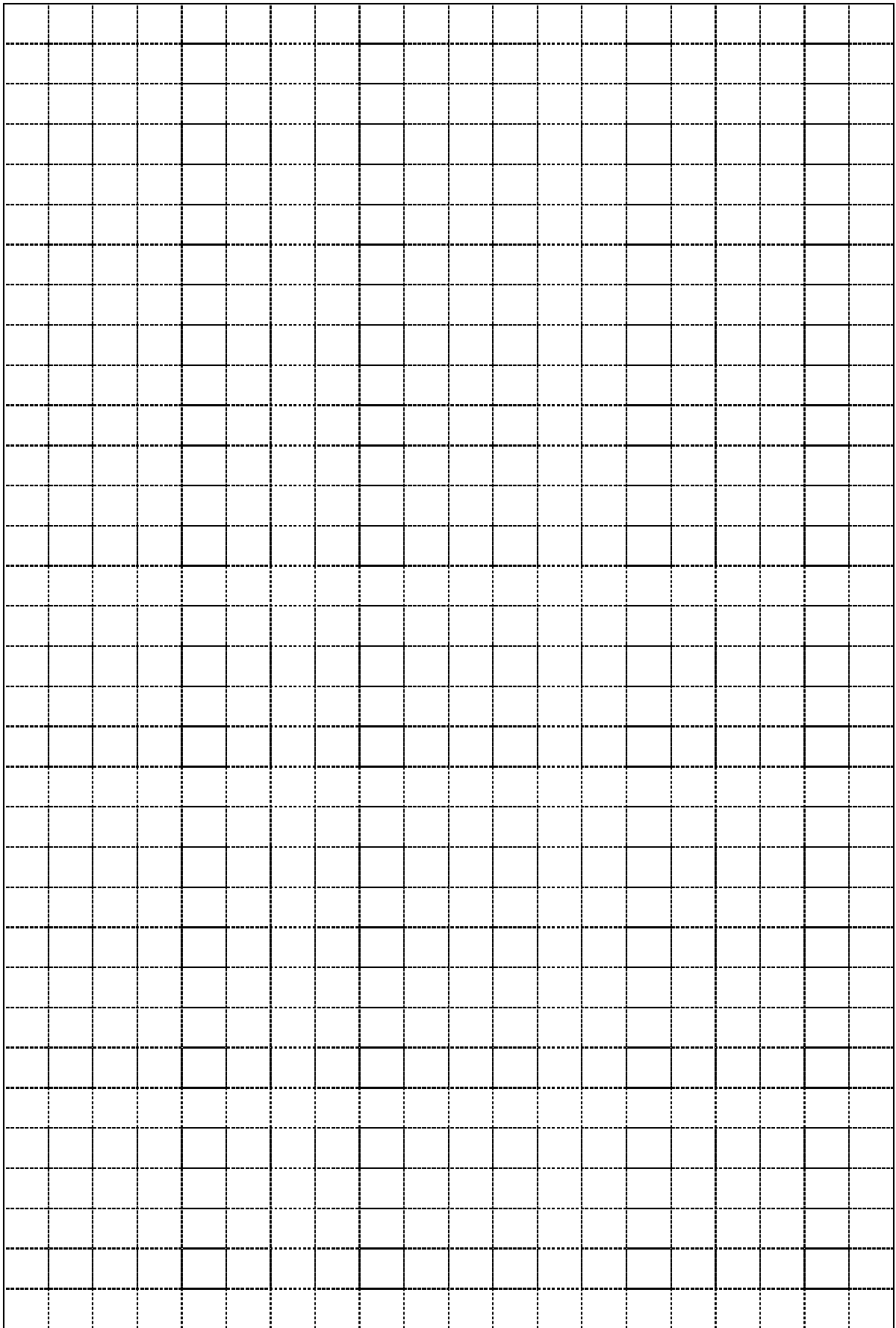
京都市印刷物第024199号

発行：保健福祉局障害保健福祉推進室

令和2年7月20日発行

京都市手話言語条例推進方針等に係る懇話会市民公募委員募集

- 募集人数 1名
 - 任 期 就任の日から2年間（就任予定日：令和3年2月頃）
 - 応募資格
就任の日の時点において、次の全てを満たす方
 - (1) 本市市内に居住又は通勤，通学する方
 - (2) 18歳以上の方
 - (3) 国，地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
 - (4) 日本語又は手話により意見交換が可能な方
 - (5) 本市の他の審議会等に2つ以上，公募委員として参画していない方
 - (6) 原則として，平日に開催される懇話会に出席できる方（年1～2回程度）
 - 応募期間 令和2年7月20日（月）～8月21日（金）（必着）
 - 応募方法 応募書類（①，②）に必要事項を記入のうえ，郵送，FAX又はEメールにより提出してください。
- | | |
|------------------|--|
| 応募
書類 | ① 市民公募委員応募用紙 |
| | ② 作文（テーマ：「手話の更なる普及に向けた課題と前進策について」，800字以内，様式自由） |
- ※ メールによる提出の場合は，件名を「市民公募委員応募」としてください。
 - ※ 応募書類は以下のURLからダウンロードできます。
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000272282.html>
 - ※ 応募書類は返却しませんので御了承ください。
- 選 考 応募書類をもとに選考します。場合により面接を行うことがあります。選考結果は9月初旬頃に応募者全員に通知します。
 - 報 酬 懇話会への出席ごとに，委員謝礼（1000円／回（税別））をお支払いします。



800字 (20×40) 字数 字